

議案第189号

令和元年度川崎市自動車運送事業会計補正予算

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度川崎市自動車運送事業会計予算」の名称を「令和元年度自動車運送事業会計予算」に、年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

(総 則)

第1条 令和元年度川崎市自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和元年度川崎市自動車運送事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができ、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
路線バス利用実態調査負担金	令和元年度から令和2年度まで	10,000千円

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田紀彦